

●香川県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した医療法人社団ジーンアンドケー五番丁病院及び麻田総合病院について、平成26年4月4日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成26年4月11日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人社団青冥会ミ タニ藤田病院	略		医療法人社団青冥会ミ タニ藤田病院	略	
かがわ総合リハビリテ ーション病院	略		<u>医療法人社団ジーン ドケー五番丁病院</u>	<u>高松市番町2-4- 16</u>	<u>昭和58年4 月1日</u>
略			かがわ総合リハビリテ ーション病院	略	
独立行政法人労働者健 康福祉機構香川労災病 院	略		略		
医療法人社団健仁会岩 本病院	略		独立行政法人労働者健 康福祉機構香川労災病 院	略	
略			<u>麻田総合病院</u>	<u>丸亀市津森町219</u>	<u>昭和35年10 月30日</u>
2～5 略			医療法人社団健仁会岩 本病院	略	
			略		
			2～5 略		